

大学図書館近代化と指定図書制度の実施

— 図書館における学習支援の歴史的展開 —

村上孝弘

龍谷大学図書館事務部

University library modernization and the implementation of a designated book system
— The historical development of learning support in libraries —

MURAKAMI Takahiro

Ryukoku University Library Office

キーワード：指定図書制度、大学図書館近代化、学習支援、学習図書館
38 答申、学士課程答申

1. はじめに—大学図書館近代化と指定図書制度の実施

わが国において大学図書館の存在意義が強く認識されるようになってきたのは、昭和30年代後半から40年代（およそ1960年から1975年）にかけての、「大学図書館近代化」の時期である。近代化というと通常は明治期のそれが頭に浮かぶが、大学図書館における「近代化」は社会の近代化とは大きく時代を異にしていたのである。この時期には昭和36（1961）年と昭和39（1964）年の日本学術会議による大学図書館についての二度の勧告をはじめ、文部省においても大学図書館に関する様々な施策が順次実施されていくこととなる。

大学図書館近代化の諸施策の実施には様々な背景があるが、なかでも大きな影響を与えたものが、中央教育審議会により昭和38（1963）年に出された「大学教育の改善について（答申）」（いわゆる「38答申」）である（中央教育審議会 [1963]）。同答申の現代的評価は、高等教育機関の種別化を図った面が強調されることが多いが、高等教育機関の施設設備の整備等に対しても格段の配慮を払うことが大きく要請されており、大学図書館近代化の諸施策の実施に間接的な影響を与えたものと推察できる。

大学図書館近代化政策としては、文部省における情報図書館課の設置、大学図書館視察

委員の設置、大学図書館実態調査の実施等が主な施策として挙げられるが、大学図書館と学習支援の観点からすれば「指定図書制度の実施」が最重要の施策といえよう。「指定図書制度」の発足当時の定義は次のようになっている(文部省大学学術局情報図書館課[1967]4頁)。

指定図書(教官の講義等に直接関連して学生が必読すべきものとして指定される「教官指定学生専用図書」で、試験等の際には多くの場合その内容も問題の中に含まれるものをいう。)を、附属図書館に別置き、講義等の進展に応じて利用させる制度であって、複本を備え、新制大学の単位制の理念を生かし、教室外の自学自習に資するものである。(下線は筆者による)

この「新制大学の単位制の理念を生かし」という表現は、まさに現代の「単位制度の実質化」の議論に直結するものである。

2. 「指定図書制度実施要項」の成立背景と具体化

1) わが国における指定図書制度の歴史

文部省大学学術局により昭和41(1966)年度に「指定図書制度実施要項」が定められ指定図書制度が具体的に実施されることとなるが、わが国における指定図書の歴史は戦前に遡ると言われている。北島[1970]によれば、その淵源は大正14(1925)年に東京帝国大学図書館で立案・検討、昭和4(1929)年に実施されたものが嚆矢で、京都帝国大学図書館においても昭和4(1929)年度から実施されたとされている。

その後、戦後の学制改革を経て大学図書館はその役割を大きく転換していくこととなる。昭和28(1953)年に文部省大学学術局が定めた「国立大学図書館改善要項」(日本図書館協会[1992a])には、「六 大学図書館の学生に対する運営の改善について」の中に「二 図書館内には別に学生のための指定図書室を設け、学修上必読の基本的参考書を備えつけて自由に閲覧させ、これらの図書は必要に応じ同一のものも相当部数備えつけようようにすること」(日本図書館協会[1992a]483頁)とあり、その解説には次のように記され、教官、学生と並んで図書館の役割が強調されている(日本図書館協会[1992a]490頁)。

指定図書室とは教官の講義に関連して、学生に対し必読を求められた文献を図書館内に別置する図書室で、図書館は当該教官の要請に基づいてこれらの図書を一定期間ここに備え付け、その期間中は貸出を禁止するが、この指定図書は時には同一図書を数部備え付ける必要も生ずる。

このように講義に直接関連をもつ学生の勉学への便宜を考慮することによって、教官、学生、図書館の一体的関係が確立される。

また、昭和31(1956)年に私立大学図書館協会が定めた「私立大学図書館改善要項」(日

本図書館協会〔1992b〕)には、「VI 施設に関する事項／2 図書館利用者のための施設／B 出納台中心の施設」の箇所に「f 指定図書を取める書棚を、出納台の後方に設ける。これは指定図書の貸出に於て敏速が最大の要件であるからである。大図書館に於て、指定図書室を特設する場合には、利用者出入の頻度と便宜のため、これを図書館の入口の近くに置くべきである」(日本図書館協会〔1992b〕520頁)と具体的な記述がなされている。さらに同要項には、指定図書の詳細な解説がなされているが、その記述は Gerould〔1932〕が参照されており、当時の米国図書館のトレンドが重視されている。

2) 「指定図書制度実施要項」の規定内容

指定図書制度は、昭和41(1966)年度から実施されたが、その具体的なあり方を定めたものが「指定図書制度実施要項」である。『図書館法規基準総覧』に「国立大学附属図書館指定図書制度実施要項」(日本図書館協会〔1992c〕)という名称で掲載されている。同要項は、「一 目的」に始まり、10項目にわたる具体的な内容となっている(日本図書館協会〔1992c〕498頁)。「一 目的」は次のように規定されており、まさに単位制教育の実質化が謳われている。

大学における教育は、原則として教室内の講義等と教室外の自学自習とによってなりたつ単位制教育である。この教室外の自学自習を効率的に促進するため、指定図書制度を実施し、これによって単位制教育の理念を生かし、教官と附属図書館が一体となって教育効果を高揚することを目的とする。(下線は筆者による)

さらに「二 定義」では、指定図書、指定図書制度、複本の定義が示されている。指定図書の定義は「(1) 指定図書 教官が講義等に直接関連して、学生に必読すべきものとして指定し、多くの場合、試験、演習等の際には、その内容も出題の対象となる『教官指定学生専用図書』をいう」(日本図書館協会〔1992c〕498頁)という具合である。さらに「指定図書の範囲には次のものは含まない」とされ「(イ)教科書(学生が自ら購入すべきもの)、(ロ)参考書(指定図書よりも広い意味で参照利用するもので、学生に必読を課するものではない。)、(ハ)参考図書(通読を必要としない目録、索引、書誌、便覧辞典、事典、地図等)」(日本図書館協会〔1992c〕498-499頁)は指定図書の対象とはなっていない。

指定図書制度の定義は次のように規定されており、前述した「国立大学図書館改善要項」の指定図書の精神が踏襲されている(日本図書館協会〔1992c〕499頁)。

(2) 教官が自らの講義等の内容にしたがって、開講に先立ち指定図書を附属図書館に備付けることを求め、附属図書館では、一般図書と区別して配架し、原則として開架閲覧方式に複本を準備して学生の利用に供するものである。これにより教官は指定図書の内容を勘案しながら講義等を行うもので、教官、学生および附属図書館の三者が一体的関係を保ちながら、教育効果を高めるものである。

指定図書制度実施にあたっての留意事項も「五 指定図書制度実施についての留意事項」の箇所で詳細に定められており、「(1) 指定図書制度は、学内の理解と、積極的な熱意がなければ、効果的に実施できないので、学長をはじめ、附属図書館長、学部長、教養部長、事務局長等があらゆる機会をとらえて、この制度の趣旨の周知徹底をはかること」(日本図書館協会 [1992c] 499 頁)と学内の合意形成が強調され、そのために「(5) …たとえば『指定図書制度運営委員会(仮称)』等で、次の事項を行なうことが望ましいこと」(日本図書館協会 [1992c] 500 頁)とされ、具体的な運営組織の設置が勧められている。

3. 『文部省年報』における指定図書制度の記載の変遷

『文部省年報』において、統計としての指定図書購入費の初出は、『文部省第94年報(昭和41年度)』(文部省 [1968])であり、一般図書購入費や特別図書購入費とは別枠で、指定図書購入費(30,000千円)が計上されている。指定図書購入費の説明は「今年度から実験的に指定図書購入費を別わくとして計上した。これは学生の教室外における自学自習に資するため、一般教育について、教官が指定する図書を購入するための経費で、10大学1短期大学を対象として実施した」(p.54)と記載されている。

続く『文部省第95年報(昭和42年度)』(文部省 [1969])では、指定図書購入費は50,000千円に増額され、指定図書の定義が、「講義等に直接関連し、学生が必読すべきもの」というように、より詳細になっている(文部省 [1969] 53頁)。

指定図書購入については41年度は実験的に購入費を別わくとして計上したが、本年度も同様に計上した。これは学生の教室外における自学自習に資するため、一般教育について、教官が講義等に直接関連し、学生に必読すべきものと指定する図書を購入するための経費で、今年度は21大学1短期大学を対象として実施した。

その後、『文部省第96年報(昭和43年度)』(文部省 [1970])、『文部省第97年報(昭和44年度)』(文部省 [1971])では、指定図書購入費に関する記載の大きな変化はない。

さらに、『文部省第98年報(昭和45年度)』(文部省 [1972])では、「学生の教室外における自学自習に資するため、一般教育について、教官が講義等に直接関連し、学生に必読すべきものとして指定する教官指定学生専用図書を整備するための経費で、今年度は9大学を対象として実施した」(文部省 [1972] 53頁)とあり、「教官指定学生専用図書」という表現が初出される。

『文部省第99年報(昭和46年度)』(文部省 [1973])では、「学生の教室外における自学自習に資するため、教官が講義等に直接関連して、学生に必読すべきものとして指定する『教官指定学生専用図書』の購入に必要な経費で、今年度は17大学を対象として実施した」(文部省 [1973] 54頁)とあり、この年から「一般教育について」という指定図書購入費の限定事項が削除されている。また、一般図書購入費の注書きに「46年度から『一

般図書購入費』を『学生用図書購入費』に名称変更」(文部省 [1973] 54 頁)とある。

続く『文部省第 100 年報 (昭和 47 年度)』(文部省 [1974])、『文部省第 101 年報 (昭和 48 年度)』(文部省 [1975])、『文部省第 102 年報 (昭和 49 年度)』(文部省 [1976]) の指定図書購入費も同様の記述が継続されている。

『文部省第 103 年報 (昭和 50 年度)』(文部省 [1977]) では、「教室外の自学自習を促進し、教室内の講義とあいまって、単位制教育の理念を生かし、教官と図書館が一体となって教育効果を挙げるために、昭和 41 年度から本年度まで年次計画で『指定図書購入費』を計上し、その整備充実を図った。」(文部省 [1977] 54 頁)とあり、指定図書購入費の総括がなされている。この間の指定図書購入費の推移について、取りまとめたものが表 1 (『文部省年報』の各年度版をもとに筆者が作成)である。

表 1 指定図書購入費の推移 (年度：昭和)

号数	年度	金額	実施大学
94	41	30,000 千円	10 大学、1 短大
95	42	50,000 千円	21 大学、1 短大
96	43	50,000 千円	21 大学、1 短大
97	44	58,200 千円	9 大学
98	45	58,200 千円	9 大学
99	46	58,200 千円	17 大学
100	47	58,000 千円	14 大学
101	48	58,000 千円	11 大学
102	49	記載無し	10 大学
103	50	63,110 千円	記載無し

4. 指定図書制度の展開と限界

1) 大学図書館実地視察における指定図書制度

わが国においては、指定図書制度は、昭和 40 年代に文部省が予算化し、その普及が図られた。その当時の指定図書制度の実態について、たとえば昭和 44 (1969) 年度の私立大学図書館協会東海地区研究会において、「文部省大学図書館実地視察報告 (昭和 43 年度) に基づく各館の実状と改善すべき事項について」(「館灯」第 8 号編集委員会 [1970]) と

題した報告がなされている。

昭和43(1968)年度の大学図書館実地視察は、東海地区の大学図書館に対しては行われなかったが、同研究会においては、実地視察への対応を想定したアンケート調査が実施されたものと思われる。アンケート調査項目は指定図書制度に関する項目を含め大学図書館実地視察に対応した8個の項目から構成されている。指定図書制度に関するアンケート結果は、表2のとおりであるが、部分的にでも指定図書制度を実施している大学は16大学のうち、ちょうど半分の8大学であった。この実施率が他地区の私大と比較して高いかどうかは現在では判断できないが、比較的大規模の大学を中心に実施されていることから、私立大学図書館においても指定図書制度が一定程度着目されていたことの証左となろう。

表2 文部省大学図書館実地視察報告に基く各館の現状調査表(昭和43年度)

大学名	指定図書制度の実施の有・無及び特に指定図書購入予算の確保の有無
愛知大学	部分的に実施している。実施中については予算あり。
愛知学院大学	実施している。別に予算を確保している。
愛知工業大学	実施していない。
安城学園大学	卒業研究参考資料のみに指定制度及び指定(特別予算制度をとっている)。
中部工業大学	一部実施している(約2000冊)。各科配分予算の1割を当てている。
中京大学	実施していない。
中京女子大学	実施していない。予算もない。
大同工業大学	実施していない。予算もない。
同朋大学	実施していない。
金城学院大学	実施していないが特に教官の申し出があった教官の分だけ実施する。予算はない。
皇学館大学	実施していない。予算もない。
名古屋学院大学	実施している。予算も確保してある。
名古屋女子大学	形式的に行なっている。購入予算あり。
南山大学	形式的に一部あり。予算の確保なし。
日本福祉大学	実施している。予算確保している。
相山女学園大学	制度の必要性は認めているが現時点では実施していない。予算もなし。

出所：「館灯」第8号編集委員会[1970]にもとづき筆者作成

大学図書館実地視察は、「大学図書館視察委員規程」により昭和40(1965)年に制度化

されたもので、当時の大学図書館の管理・運営に大きな影響を与えている。指定図書制度は、この大学図書館実地視察に際しても重要な調査項目の一つに挙げられていたといえよう。昭和43(1968)年度の大学図書館実地視察報告には「1.実地視察大学に共通した改善すべき事項」の(6)に指定図書制度に関する実地視察結果が次のとおり報告されている(「館灯」第8号編集委員会[1970]64頁)。

(6) 図書館資料の構成がとかく研究面に偏しがちで、教育面から学生に対する配慮に欠けるきらいがある。また、図書館資料の購入についての予算は全学的に独立したものであることが望ましいが、現状から考えて、学生用図書の増加、とくに指定図書制度の実施および拡充のための予算の確保が急務である。(下線は筆者による)

このように、指定図書制度は、教育を支える学生用図書の中心として、その有用性が強く認識されていたのである。

2) 実例に見る指定図書制度の展開

当時の指定図書制度の実例について、『図書館雑誌』には、東京学芸大学図書館(田沢[1970])と国際基督教大学図書館(近川[1970])の指定図書制度が紹介されている。

東京学芸大学図書館では、指定図書制度が昭和37(1962)年から部分的に実施されていたが、昭和41(1966)年に文部省から指定図書制度実験校の一つに指定され特別予算を2年間にわたって受け、本格的な運用が行われた。具体的な制度の詳細については、次のように記されている(田沢[1970]7頁)。

本学の指定図書は、必読文献のほかに読むことが望ましいとされる参考書的な図書も含んでおり、現在は1～2年の受講科目を中心に実施されているが、将来は3～4年の科目にまで拡大される予定である。指定の標準は1科目(4単位)当たり5種類平均で、受講学生10人に1冊の複本(最高30冊最低2冊)をそなえ、1冊当たり単価を平均1,000円として予算をたてている。何を指定するかは教官の申込みによって決定し、複本数は学生数・予算などとにらみ合わせて図書館が調整を行なっている。

東京学芸大の指定図書制度の規模は1万冊を数える充実ぶりであった。しかし、指定図書には必読文献以外の資料が相当数含まれていることもあり、利用率が低くなるという課題があった。また貸出期間について、当初は1昼夜であったが、学生の要求と館員の手不足から、3日間、さらに1週間と長期化したことも、利用率の低下の主要な要因となつたとされている。貸出期間の長期化は自宅からの通学者が多く、毎日必ずしも登校しなくても学生生活が過ごせるという日本的な事情によるところでもあるが、指定図書制度のモデルである米国と日本では、そもそもの授業の形態に大きな違いがあったことが、指定図書制度の定着を阻んだ最大の要因であり、次のように記されている(田沢[1970]8頁)。

アメリカでは毎週大量の文献を学生に読ませてレポートなどを出させることが多い

のに対し、日本では教科書を買わせてノートをとらせる授業が多い。したがって学生はふだんあまり文献を読まず、試験期に図書館に殺到するようになる。(試験期の貸出しは平常の2倍になる) その結果、指定図書でも通読しなければならぬ分量がふえ、短い貸出期間では利用できないという不満をもつ。

これに対し、国際基督教大学図書館では、基本的に教科書を用いず、主題分野の広範な読書を前提とした講義とレポート作成といった米国式の授業方法が実施されていたこともあり、指定図書制度は教育における重要な役割を担ったとされている。同大学が全寮制を前提としていたことも、指定図書制度の定着には有用であった。貸出期間は、“2hours & Over night”、“1day”、“3days”の比較的短期間の3種別であり、指定図書の複本は8人に1冊の割合とされていた。指定図書制度の課題としては、利用されない指定図書の存在や閉架式管理の限界などの課題が挙げられているが、国際基督教大学では、大学教育と図書館とを直接に結ぶチャンネルとして指定図書制度の意義は高く評価されていたといえよう。昭和41(1966)年から予算化された文部省の指定図書購入費は国立大学を対象としたものであったが、私立大学においても指定図書制度が定着している大学は存在していたのである。

3) 指定図書制度の限界

昭和40年代に展開した指定図書制度であるが、その運用が比較的早期に終了したことの事例が、『三重大学五十年史』(三重大学開学50周年記念誌刊行専門委員会 [1999])に報告されている。同書には「指定図書制度の自然消滅」(三重大学開学50周年記念誌刊行専門委員会 [1999] 668頁)と題したコラムが掲載されている。

コラムによれば、国立大学における指定図書制度は昭和43(1968)年3月から始まったが、三重大学においては、それに先立つ昭和40(1965)年前後から指定図書制度が試行され、昭和46(1971)年後期より正式に実施されたとされている。指定図書は、各教科の指定図書1点につき、2～20セットが用意され、開架図書(学生図書)室に科目別・教官別に配架された。教官137名により指定された指定図書は、一人平均2点から3点であったが、10点を指定する教官もいたとのことである。しかし、利用実態は芳しくなく、名目だけの制度であったとも評されている。同大学における指定図書は、昭和49(1974)年か50(1975)年頃には廃止されたとされており、制度が運用されたのは極めて短期間であった。

コラムでは、その一因として「制度を十分に活用して頂けなかった教官の方にも非があるものの、理解してもらおう努力を怠った図書館側にも責任があるのでは、と反省している次第です」(三重大学開学50周年記念誌刊行専門委員会 [1999] 668頁)という点を挙げており、制度運営の限界があらためて明らかとなっている。

5. 指定図書制度の評価と効果

1) 論文に見る指定図書制度

指定図書制度が運用されていた昭和40年代(1965～1975)を含め、指定図書制度は大学図書館を論ずる論文等でどのように評価されていたのであろうか。そのことを明らかにするため、「指定図書制度」、「指定図書」を検索用語として、CiNii Articlesで検索(2021年10月11日に実施)した結果が表3のとおりである。検索の結果、「指定図書制度」や「指定図書」をタイトルやキーワードに含む論文等は、1964年に初出とされているが、最盛期は指定図書購入費が文部省で予算化されていた昭和40年代(1965～1975)であることがあらためて明確となった。その後、「指定図書制度」をタイトルに含む論文は1982年に組まれた『薬学図書館』の特集論文が最後となっているが、論文の内容は、それぞれの大学の当時の指定図書制度を概観する内容となっている。

これに対し、「指定図書」をタイトルやキーワードに含む論文は2000年以降も幾つか発表されており、大学図書館や大学関係者において「指定図書」に関する一定の関心が継続していることが窺える。これらのことから、「指定図書制度」には歴史的な制度としての評価が定着しているといえ、これに対し「指定図書」には現代的展開の可能性が確認できるといえよう。

表3 「指定図書制度」と「指定図書」のCiNii Articlesにおける出現頻度

「指定図書制度」	件数	比率
1964年～1973年	17	81%
1982年	4	19%
計	21	100%

「指定図書」	件数	比率
1964年～1975年	23	58%
1976年～1999年	11	27%
2000年～	6	15%
計	40	100%

2) 大学教育と指定図書制度

北川〔1964〕は、大学図書館近代化当時の大学教育の問題点として、(i) マス・プロ授業の味気なさ、(ii) 魅力のない講義、(iii) カンニングは花盛り、(iv) 疎遠的人間関係、(v) くずれゆく象牙の塔、(vi) 学生大衆化論、(vii) サラリーマン型、(viii) 教育と研究の分離現象、(ix) 一般教育の問題、などを挙げているが、あらためて現代の課題との共通点を認識させられる。当時は、大学において「学習」という概念は独立して語られることはなく、それは自明のものとして「教育」の範疇に含まれるものであった。

さらに、学士課程の教育に対応した大学図書館の改善としては、(a) 指定図書制の確立、(b) 開架制の全面的採用、(c) reference service の導入、(d) Undergraduate library または Undergraduate department of library の設置、の重要性が指摘されている。特に指定図書制度については、次のような記述があり、高大接続の課題も半世紀前からの継続課題であったことが窺える(北川〔1964〕9頁)。

学生の自発的学習を促進する機縁をつくる点からも、きわめて大切である。これは高校教育に接続して履まなければならぬ一つの段階である。したがって全国いかなる大学においても必ず指定図書制はまず実施さるべきである。私自身はそれゆえに文部省において予算化されるべきものと思う。(下線は筆者による)

北川は、当時は九州大学教授で附属図書館長を務めており、大学図書館界において一定の影響力を有していた。この論文は昭和39年度(1964)から開始された「大学図書館職員講習会」における講義をまとめたものであるが、指定図書制度は北川の指摘のとおり、昭和41年度(1966)から文部省において予算化されることになる。近代的大学図書館の主要な要素の一つとして指定図書制度は欠くべからざるものであったといえよう。

3) 指定図書制度の教育効果

加藤〔2005〕は、指定図書制度の教育効果について、日本私立大学協会が平成8(1996)年度当時に行ったアンケート調査「大学教育と大学図書館の連携、デジタル資料の利用・管理に関する実態調査集計結果」に基づいた報告をしている。アンケート結果によれば、平成8(1996)年当時で、調査大学184大学のうち、指定図書制度がある大学は83大学(45%)であり、そのうち52大学(63%)が、指定図書制度の教育効果を認めている。これに対して、指定図書制度がない大学24大学では、18大学(75%)が、指定図書制度の教育効果に否定的である。このように指定図書制度の実施大学と不実施大学とでは、その教育的効果の認識には大きな隔たりがあり、評価が分かれる結果となっている。

この点については、指定図書制度が文部省において予算化されていた昭和40年代(1965～1975)も同じ傾向であるといえ、澤本〔1970〕は「指定図書制度実施大学が学生に対するアンケート調査をした結果を見ると、指定図書制度が学習上効果があったと答えた学生が過半数であったという報告が多い」(澤本〔1970〕178頁)としている。しかし、そ

の理由となると「どのような学習効果があったかということは明瞭ではない」(澤本 [1970] 178頁)とされ、指定図書制度の教育効果の特定は、当時から困難であったことが窺える。

6. むすびにかえて—指定図書制度の現代的意義

1) 指定図書制度と学習図書館

文部省の『わが国の高等教育』(文部省 [1964])には、「大学図書館は単に文献(図書・資料)を保管するにとどまらず、文献の効率的な利用を図り、積極的に学生、教官および研究者に協力すべき重要な役割を有している」(文部省 [1964] 113頁)とある。指定図書制度は、この認識を踏まえて、立ち遅れていた当時の図書館の近代化を図るために学生のために実施された政策の一つであるといえよう。

学生のために資する図書館充実策は、21世紀以降はラーニング・コモンズの設置に代表されるが、アメリカにおいては長く学習図書館の設置が重要視されていた。呑海・溝上 [2011]によれば、学習図書館とは「学部学生をサービス対象とした、大学に設置される図書館であり、第二次世界大戦後に北米で普及した」(呑海・溝上 [2011] 3頁)ものであり、その代表例はハーバード大学のラモント図書館(1949年設置)とされている。アメリカにおいて学習図書館は、その後1950年代から1970年代半ばまで増加しているが、この増加時期は日本における大学図書館近代化の時期と符合するものであり、日本における援用も模索されていたと推察される。しかし、当時の日本においては、「近代化」の言葉に表象されるように、大学図書館では、中央館そのものの施設・設備の充実が急務であり、学習図書館の設置には程遠い状況であった。大学図書館視察委員による実地視察の指摘事項をみても、指定図書制度の実施への言及はあるが、学習図書館設立への指摘は確認できない。当時の大学図書館の学習支援策としては、せいぜい指定図書制度の立ち上げまでが限界であったことが推察できる。

2) 学士課程答申と大学図書館をめぐる政策文書の動向

これまでの図書館関係の主要な政策文書は、「学術情報基盤としての大学図書館等の今後の整備の在り方について(中間報告)」(科学技術・学術審議会 [2005])、「学術情報基盤の今後の在り方について(報告)」(科学技術・学術審議会 [2006])、「学術情報基盤整備に関する対応方策等について(審議のまとめ)」(科学技術・学術審議会 [2008])など、主に情報基盤としての図書館のあり方に言及する内容が多かった。

しかし、現下は「大学図書館の整備について(審議のまとめ)－変革する大学にあって求められる大学図書館像」(科学技術・学術審議会 [2010])や「学修環境充実のための学術情報基盤の整備について(審議まとめ)」(科学技術・学術審議会 [2013])のように、学習支援や教育活動への図書館の関与、大学図書館や図書館職員のあり方そのものの変革を問う内容となってきている。

これら大学図書館に関する政策文書の変化は、いわゆる「学士課程答申」(中央教育審議会〔2008〕)が大きな引き金となっている。学士課程答申を受けて、各大学における学びの環境には大きな変化が生じることとなった。「Teaching から Learning へ」という言葉に代表されるように、学習のあり方が大きく変わろうとしているのである。従来の座学中心の学習形態とともに、グループ学習や相互討論の形式が重視されてきており、「MOOC」(Massive Open Online Course)や「反転授業」といった言葉が一躍注目されてきている。これらの変化を受けて、図書館には、新しい「学びの場」としての役割が大きく着目されてきたのである。

「大学図書館の整備について(審議のまとめ) - 変革する大学にあって求められる大学図書館像」(科学技術・学術審議会〔2010〕)の用語解説ではラーニング・コモンズは次のように定義されている。

複数の学生が集まって、電子情報も印刷物も含めた様々な情報資源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする「場」を提供するもの。その際、コンピュータ設備や印刷物を提供するだけでなく、それらを使った学生の自学自習を支援する図書館職員によるサービスも提供する。(下線は筆者による)

学士課程答申を契機として、学生の主体的な学習の基盤として、大学図書館の存在意義が再確認され、その具体化の場がラーニング・コモンズともいえよう。図書館には、学生の学習を支援する新しい役割が求められるようになってきた。図書館はこれまで以上に各教学主体と連携した学習支援機能の充実が求められている。学習成果(ラーニング・アウトカムズ)の向上を図るために、図書館における学習支援体制を強化することも重要な課題として浮上してきたのである。

3) 指定図書制度の現代的意義

「学士課程答申」では、学生の学習時間が短く、授業時間外の学修を含めて45時間で1単位とする考え方が徹底されていないことが指摘され、学生の学習時間の実態を把握した上で、単位制度を実質化することが、一つの大きな眼目とされた。

これまで本稿で指摘してきたように、単位の実質化に関する問題点は、大学図書館界においては、50年以上前に既に大きく認識されており、その認識が「指定図書制度」の発足を促すこととなった。

しかし、指定図書制度は、国立大学図書館に対する予算措置が10年間で終了したこともあり、所期の目的を十分に達成することはできなかった。その当時の大学図書館に関する認識として、『教育学大事典』(裏田〔1978〕)に次のような記述がある(裏田〔1978〕393頁)。

大学図書館は従来ややもすれば学生に対するサービスをおろそかにしてきたが、最近教育における図書館の役割が再認識され、ハーバード大学がとくに学部学生のため

に機能的なラモント図書館 (Lamont Library) を設立したが、これにならって学部図書館を設立する大学が幾つか続いている。わが国ではまだ大学の教育は講義システムに終始するところが多く、有効に図書館資料を利用して、討議等によって学習の実質化を深めていく方法が必ずしも一般化していない。とくに講義に関連して学生が読むべき資料で、図書館がとくに別置等の方法で利用の便を図っているものを指定書 (reserve books) という。(下線部は筆者による。)

この大事典の発刊は1978年であり、指定図書制度の予算化が終了した直後の記述であるが、指定図書制度を活用した大学教育が日本においては結実していないことが述べられている。そして、驚くばかりに、現状の大学図書館を巡る問題意識に合致した内容となっている。大学図書館に関連した教育に関する大きな課題が40年を経ても解決していないのが日本の現状である、といっても過言ではないだろう。

さらに、その後の大学図書館の課題は、昭和50年代(1975～)以降に到来した情報化への対応が中心となる。学術審議会から、昭和55(1980)年1月に「今後における学術情報システムの在り方について(答申)」(学術審議会[1980])が出されることは、その象徴的な事象である。この答申以降、大学図書館の管理・運営の課題の中心が情報化に対応した人員の養成となり、指定図書制度の発足時に論じられていた大学図書館における学習支援の課題が論じられていくことは少なくなっていくことになる。

その後、21世紀以降の大学図書館は、アクティブラーニングに代表される学習法の変革などの影響を受け、ラーニング・コモンズを設置するなど、また大きな転換期に突入している。学習支援に果たす大学図書館の役割が強く求められるようになり、従来の情報専門職ではなく、学習理論にも通じた図書館職員が求められるようになってきた。

永田[2012]によれば、ACRL (Association of College and Research Libraries) の新たな「高等教育機関における図書館基準」には、図書館の果たすべき学修支援機能が明記(基準3「教育的役割」では教育機関としての役割の実現、基準6「スペース」では知的コモンズの実現、基準8「職員」では十分な量と高い品質の人材の提供)され、さらに基準のパフォーマンス指標で、学習支援に関わる詳細な定義も施されたとのことである。米国においては、図書館職員には教員と共同した教育主体者としての新たな役割が大きく期待されることとなっている。このような深化した教育への関与が直ちにわが国の大学図書館に求められるものではないが、学士力の涵養に向けて、そのような方向性を意識した大学図書館職員の養成が急務の課題といえよう。

米国においては、戦後の早い時期から学習用図書館が設けられ、指定図書をとおした図書館における学生の学びが定着してきた歴史がある。ラーニング・コモンズも学習支援サービスの場として学習用図書館を中心に展開されてきた側面が強い。これに対し、日本の大学図書館には学習用図書館の歴史はなく、指定図書制度も定着しなかったのであるが、21世紀以降に俄かにラーニング・コモンズの導入がなされることとなった。まさに学習支援

の模索的運用がなされているのが、わが国の大学図書館の現状といえよう。

本稿では、指定図書制度の歴史的評価について、大学図書館における学習支援の取り組みである点に着目した。学習支援という概念が、当時において一般的であったかどうかは明らかではないが、現代的視点からすれば、指定図書制度は学習支援の取り組みとして評価することができる。この当時に学習支援の取り組みが生じたのは、本稿の冒頭でも紹介した中央教育審議会の昭和38(1963)年の「大学教育の改善について(答申)」(中央教育審議会[1963])の影響が大きい。同答申では、教育内容や教育方法について、大規模講義の状態が指摘され、教授法の改善、施設設備の整備なども志向されている。指定図書制度を始めとした大学図書館の近代化施策も、このような大学教育の改善の動向を受けて具体化されていったといえよう。大学図書館近代化期から約半世紀を経た現代においても、大学教育の改善の課題は継続されている。現下のグランドデザイン答申の眼目の一つは「学修者本位の教育への転換」であり、学士課程答申以降の単位制度の実質化の重要性があらためて認識されるものとなっている。21世紀以降は、リアルな「場」としてのラーニング・コモンズの設置が大学図書館における学習支援の展開の主眼であったが、コロナ禍では、サービスを提供する場所そのものの喪失が課題となっている。本稿で扱った指定図書制度については、かたちを変えて、今後は電子ブックを活用したオンライン上での展開も考えられる。この変革期にこそ、大学図書館は、大学図書館近代化期に指定図書を活用した学習の実質化に取り組んだ歴史を、あらためて振り返り、その経験に学ぶことが求められているといえよう。

参考文献

- 裏田武夫 [1978] 「図書館」 細谷俊夫・奥田真丈・河野重男編『教育学大事典』第一法規出版：392-394頁
- 科学技術・学術審議会 [2005] 「学術情報基盤としての大学図書館等の今後の整備の在り方について(中間報告)」 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1213888.htm) (2021年10月11日現在)
- 科学技術・学術審議会 [2006] 「学術情報基盤の今後の在り方について(報告)」 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1213896.htm) (2021年10月11日現在)
- 科学技術・学術審議会 [2008] 「学術情報基盤整備に関する対応方策等について(審議のまとめ)」 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1236230.htm) (2021年10月11日現在)
- 科学技術・学術審議会 [2010] 「大学図書館の整備について(審議のまとめ)―変革する大学にあって求められる大学図書館像」 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1301602.htm) (2021年10月11日現在)
- 科学技術・学術審議会 [2013] 「学修環境充実のための学術情報基盤の整備について(審議のまとめ)」 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/031/houkoku/1338888.htm) (2021年10月11日現在)
- 学術審議会 [1980] 「今後における学術情報システムの在り方について(答申)」 『学術月報』32(11)：6-33頁

- 加藤好郎 [2005] 「大学教育と大学図書館の連携—大学図書館の教育支援とは」 日本私立大学協会大学図書館研究編集委員会編『大学図書館の理論と実践(Ⅱ)』日本私立大学協会: 385-407頁
- 「館灯」第8号編集委員会 [1970] 「第1回東海地区研究会報告 文部省大学図書館実地視察報告(昭和43年度)に基づく各館の実情と改善すべき事項について」『館灯』8: 54-66頁
- 北川敏男 [1964] 「近代的大学図書館のあり方—大学における教育と研究の使命と大学図書館の任務」『学術月報』17(6): 9-12頁
- 北島武彦 [1970] 「大学図書館の指定図書制度に関する一考察」『東京学芸大学紀要』21: 103-112頁
- 澤本孝久 [1970] 「リザーヴ・ブック・システムと指定図書制度」『Library and Information Science』8: 157-181頁
- 田沢恭二 [1970] 「特色ある図書館活動(指定図書制度)—東京学芸大学図書館の指定図書制度について」『図書館雑誌』64(5): 6-8頁
- 近川澄子 [1970] 「特色ある図書館活動(指定図書制度)—国際基督教大学図書館における指定図書制度」『図書館雑誌』64(5): 6-8頁
- 中央教育審議会 [1963] 「大学教育の改善について(答申)」(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/630101.htm) (2021年10月11日現在)
- 中央教育審議会 [2008] 「学士課程教育の構築に向けて(答申)」(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1217067.htm) (2021年10月11日現在)
- 中央教育審議会 [2018] 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360.htm) (2021年10月11日現在)
- 呑海沙織・溝上千恵子 [2011] 「大学図書館における学習支援空間の変化—北米の学習図書館からラーニング・コモンズへ」『図書館界』63(1): 2-15頁
- 永田治樹 [2012] 「図書館は大学にどの程度の効果をもたらしているか—ACRL(米国大学図書館協会)の新『高等教育機関における図書館基準』」『図書館雑誌』106(11): 774-775頁
- 日本図書館協会 [1992a] 「国立大学図書館改善要項」『図書館法規基準総覧』481-495頁
- 日本図書館協会 [1992b] 「私立大学図書館改善要項」『図書館法規基準総覧』507-522頁
- 日本図書館協会 [1992c] 「国立大学附属図書館指定図書制度実施要項」『図書館法規基準総覧』498-501頁
- 三重大学開学50周年記念誌刊行専門委員会編 [1999] 『三重大学五十年史 部局史編』三重大学開学50周年記念事業後援会
- 文部省 [1964] 『わが国の高等教育—戦後における高等教育の歩み—』
- 文部省 [1968] 『文部省第94年報 昭和41年度』文部省大臣官房統計課
- 文部省 [1969] 『文部省第95年報 昭和42年度』文部省大臣官房統計課
- 文部省 [1970] 『文部省第96年報 昭和43年度』文部省大臣官房統計課
- 文部省 [1971] 『文部省第97年報 昭和44年度』文部省大臣官房統計課
- 文部省 [1972] 『文部省第98年報 昭和45年度』文部省大臣官房企画室
- 文部省 [1973] 『文部省第99年報 昭和46年度』文部省大臣官房企画室
- 文部省 [1974] 『文部省第100年報 昭和47年度』文部省大臣官房企画室
- 文部省 [1975] 『文部省第101年報 昭和48年度』文部省大臣官房企画室
- 文部省 [1976] 『文部省第102年報 昭和49年度』文部省大臣官房企画室
- 文部省 [1977] 『文部省第103年報 昭和50年度』文部省大臣官房企画室
- 文部省大学学術局情報図書館課 [1967] 「大学図書館の改善について」『学術月報』19(11): 2-5頁
- Gerould, J.T. [1932] *The college library building: its planning and equipment*, American Library Association.